

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 昨日の東梅康悦議員の質問と芳賀 潤議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、東梅康悦議員の質問ですが、公共下水道と漁業集落排水処理事業の将来の下水道使用料の見込みについてお答えいたします。

まず、公共下水道のほうですが、現在の接続件数は653件となっております。1世帯当たりの平均使用料は3,100円となっております。今後、町方地区内に区画整理事業及び防集団地等で整備され供用開始される件数は、将来の見込みは1,844件を見込んでおります。したがって、将来の使用料見込みは6,859万6,800円を見込んでおります。

次に、漁業集落排水処理事業の将来の使用料の見込み金額ですけれども、現在接続されている件数は402件となっております。1件当たりの平均使用料は3,900円となっております。今後予定される接続件数のほうは470件となっております。したがって、将来の使用料見込みは2,199万6,000円となります。

次に、芳賀 潤議員の大ケロ地区における下水道の整備状況についてお答えいたします。

大ケロ地区の世帯数は現在606世帯となっております。現在供用開始されているのは467件ということで、普及率のほうは77%で、大ケロ地区においての水洗化率は現在21%となっております。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（森川浩次君） 昨日、下村義則議員よりご質問のあった件につきまして、ご説明させていただきます。

まず、大槌町における要介護認定者数についてでございますが、今現在認定者数につきましては全体で811人となっております。

次に、介護サービス利用費負担割合についてでございますが、ことし8月から一定以上の所得のある方につきまして、介護サービスを利用したときの負担割合が2割に変更となっております。2割に変更となる場合につきましては、65歳以上の方で原則合計

所得金額が160万円以上、単身で年金収入のみの場合は年収が280万円以上となっております。現在、大槌町では44名の方が該当となっておりますが、そのうち31名については東日本大震災津波による被災者に対し実施されております利用者負担減免対象となっておりますので、実質は13名となっております。

費用負担がふえた可能性につきましては、利用するサービスの量が追加された場合などについては金額がふえているという可能性はあります。

なお、きのうご質問のあった中で、2割負担から1割負担へ変わる可能性についてあるかといった点ですが、所得状況につきましては、毎年見直しを行いますので、前年の所得が減った場合、その場合につきましては1割負担へと変わります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ご苦労さまでした。

○

日程第1 議案第91号 平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第1、議案91号平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、補正予算書の1ページ目をお開き願います。

初めに、歳入についてご説明いたします。

6款繰越金1項繰越金90万6,000円の増は、前年度繰越金を計上するものであります。

次に、2ページ目。歳出についてご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金35万7,000円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額であります。

3款諸支出金2項繰出金54万9,000円の増は、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計繰出金を計上するものであります。

以上、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ90万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,040万7,000円とする補正でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。歳入。

6款繰越金1項繰越金。進行いたします。

歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。進行いたします。

3 款諸支出金 2 項繰出金。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第91号平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第92号 平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第2、議案92号平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） それでは、補正予算の1ページをごらん願います。

第1条、平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度大槌町水道事業会計予算3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収入、補正予定額2,024万7,000円の増、計2億5,060万7,000円。

第2項営業外収益、補正予定額2,024万7,000円の増、計5,249万9,000円。これは一般会計からの人件費補填による補助金の増額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正前と補正後の金額は変わりません。

第1項企業債、補正予定額7,770万円の減、計2億230万円。

2項補助金、補正予定額7,770万円の増、計13億5,502万4,000円。これは小槌地区の

配水設備改良事業の財源内訳を企業債から一般会計補助金に変更したものです。

第4条、予算第6条に定めた企業債について次のとおり改める。

起債の目的、配水施設整備事業。限度額、補正前2億1,920万円、補正後1億4,150万円。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様ですので省略させていただきます。

2ページをごらん願います。

第5条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「1億604万6,000円」を「2億399万3,000円」に改める。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「議長」の声あり）まだ、その場所が来てから質疑をお願いいたします。

3ページをお開きください。

平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。

収益的収入及び支出。収入の部。進行いたします。

資本的収入及び支出。収入。

次のページをお開きください。

平成27年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。よろしいですか。下村議員。

○2番（下村義則君） この補正予算に関係なかったら、議長、ストップをお願いいたします。

先日、安渡の漁協でつくった共同作業保管倉庫があるんですが、それが吉里吉里と赤浜にもあります。それは国の補助、県、町の補助をいただいてつくったものでございます。それで、安渡のほうに行きましたら、安渡のほうにはまだ、蛇口はついているんですけども水道が来ていないと、漁師さんが困っているというか、言っていました。それで、どうしても海水を使う作業もいろいろあるので、器具機材に真水をかけるということで水がどうしても必要だということで言われました。そうしたら、まだどこまでその布設、水道管が来て、いつ安渡のその作業保管施設につくのか、計画はどうなっているのか、それを教えていただきたいと思います。

あと、もう1点ですけれども、漁協が今支援をいただいて建設しています定置番屋なんですけれども、あそこにも水道が来ないということで、……

○議長（小松則明君） 下村議員、その補正予算の中に少し離脱し始めていますので、その分に対しては、直接やっぱり決算の委員会のと看に関係する部分での説明を受けたほうがよろしいかと思ひますので、そここのところをよろしくお願ひいたします。（「はい、わかりました。じゃあ、日を改めてお願ひします」の声あり）よろしくどうぞお願ひします。

6 ページに入ります。平成27年度大槌町水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行いたします。

7 ページ、負債の部。

8 ページに入ります。資本の部。

9 ページに入ります。平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）説明書。収益的収入及び支出。収入。

第1款水道事業収益2項営業外収益。進行いたします。

10ページに入ります。資本的収入及び支出。収入。

1款資本的収入1項企業債。進行いたします。

2項補助金。進行いたします。

平成27年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第92号平成27年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。（「議長、動議を提出いたします」の声あり）東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、動議の内容を申し上げます。

大槌町は今、復興に向け多額の公金が各種事業に使われております。その中で事業を進める上で、プロポーザルを採用しております。プロポーザルの目的、種類もさまざまでございます。その選考の中で、0点の項目があれば失格するもの、あるいはそうでないものもあります。多額の公金を使い町の行うプロポーザルが、選考が統一されておられません。プロポーザルの選考基準の詳細な説明を受け、調査することを常任委員会へ付

託する動議を提出するものであります。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 動議について、賛成者はありますか。（「賛成」の声あり）

この動議は、大槌町議会会議規則第16条の規定により、所定の賛成者がありますので成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時18分

○

再 開

午前10時29分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

東梅康悦君の動議は、所定の賛成者がおりますので成立しております。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題にすることの賛成者の諸君の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。

それでは、ただいまの動議を本日の日程に追加し、プロポーザルの選考基準などの詳細な説明を受け調査することについてを直ちに議題といたします。

お諮りいたします。プロポーザル選考基準などの詳細な説明を受け調査することに賛成の諸君の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、プロポーザルの選考基準の詳細な説明を受け調査することを、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

なお、審査結果については、大槌町議会会議規則第77条の規定により、議長に対し報告を提出しなければならないことになっていることを念のため申し添えます。

○

日程第 3 認定第1号 平成26年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第2号 平成26年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第3号 平成26年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第4号 平成26年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第 7 認定第 5 号 平成 26 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

日程第 8 認定第 6 号 平成 26 年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第 9 認定第 7 号 平成 26 年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第 10 認定第 8 号 平成 26 年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第 3、認定第 1 号平成 26 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の  
認定についてから、日程第 10、認定第 8 号平成 26 年度大槌町水道事業会計決算の認定に  
ついてまで、決算 8 件について一括議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、監査の報告を求めます。佐藤監査委員。

○監査委員（佐藤稲満君） それでは、平成 26 年度監査の決算審査報告を申し上げます。

平成 26 年度大槌町各会計の決算審査の結果について、町長宛てに意見書を添え、決算  
審査の報告をしたので、その概要を報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、町当局より審査に付された平成 26 年度大槌  
町一般会計、特別会計及び定額の運用をするための運用状況並びに大槌町水道事業会計  
の決算は、皆様に配付している別冊の意見書のとおりでございます。

審査期間は、平成 27 年 8 月 3 日から平成 27 年 8 月 28 日において実施したところでござ  
います。

審査方法につきましては、第 3 審査方法に記載しておりますが、審査に付された関係  
書類及び証書類との照合確認を行い、さらに必要に応じて各課担当職員から説明あるい  
は資料を徴収し、また各課の定期監査、例月出納検査の結果等を参照し、慎重に審査し  
たところでございます。

審査の結果につきましては、第 4 審査結果に記載しておりますが、各会計の決算書類  
などに記載の金額、計数は正確であり、また公営企業につきましても、財産状態及び経  
営成績を適正に表示しているところでございます。平成 26 年度の各会計の予算執行は、  
関係法令及び条例、規則並びに予算議決の趣旨に基づいておおむね適正に執行されてい  
ると認めました。

審査の意見及び概要は、それぞれ審査意見書に記載しましたが、その主な内容につい

てご説明申し上げます。

平成26年度の状況につきましては、本年度の各会計決算額は、予算総額587億9,820万6,000円に対しまして、歳入決算額は453億8,348万1,000円、執行率77.2%でございます。また、歳出決算額は406億2,525万9,000円、執行率は69.1%でございます。歳入歳出形式収支額は47億5,822万2,000円であります。この中から翌年度に繰り越すべき財源5,971万2,000円を差し引きますと、本年度実質収支額は46億9,851万円の黒字でございます。

一般会計の形式収支は、44億3,066万8,000円で、この中から繰り越すべき財源5,852万6,000円を差し引きますと、実質収支は43億7,214万2,000円であります。この額から前年度実質収支額21億9,600万4,000円を差し引くと、単年度実質収支は21億7,613万8,000円であり、この額に来年度積立金279万3,000円を加算しますと、本年度実質単年度収支額は21億7,893万1,000円の黒字でございます。

また、特別会計の形式収支は、3億2,755万4,000円。この額から繰り越すべき財源118万6,000円及び前年度実質収支額2億9,557万2,000円を差し引きますと、単年度収支額は3,079万6,000円の黒字であります。

一般会計歳入決算額400億1,884万1,000円であります。

その内容は、自主財源が165億8,776万6,000円であり、構成比は41.4%であります。自主財源のうち、町税は前年度比較1億4,187万4,000円、18.3%増額しております。

依存財源は、234億3,107万5,000円で、構成比は58.6%で、前年度比30億5,836万8,000円、11.5%減少しております。

自主財源の確保については、町税及び諸収入等、収納率の向上に努めること。また、収入未済額及び不能欠損処分額の未然防止と回収方法及び適正な債権管理に努めることが肝要と考えております。

また、全体的決算の状況につきましては、3ページから6ページに記載しております。

決算審査については6ページ、決算における不用額の減額補正から8ページの歳入における問題事務の再発防止までを記載しております。

今後の財政運営について。平成26年度は、復旧・復興、第2期再生期の1年目でありました。今後の復旧・復興から再生に向けた取り組みが本格化しましたが、事業推進に当たっては復興に関する関係機関及び町内会、自治会、及び諸団体との行政事業を協働事業と位置づけまして、行政と町民が一体となり、復興実施計画再生期に取り組み、大

槌町の日も早い復旧・復興がなされることを期待し、さらに行政の使命である町民の福祉の向上につながる取り組みを期待するものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算8件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） ご異議なしと認めます。よって、決算8件の審査については、議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

決算特別委員会の審査が終了するまで本会議を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） ご異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の小笠原正年君に臨時委員長の職務をお願いいたします。本会議を休会いたします。

決算特別委員会の開会をお願いいたします。

散 会 午前10時42分

